

寄 附 行 為

財団法人 健康・体力づくり事業財団

財団法人 健康・体力づくり事業財団寄附行為

昭和 53 年 5 月 1 日	制 定
昭和 54 年 4 月 17 日	一部改正
昭和 56 年 6 月 1 日	一部改正
昭和 57 年 1 月 8 日	一部改正
昭和 63 年 5 月 19 日	一部改正
平成 5 年 6 月 18 日	一部改正
平成 11 年 5 月 25 日	一部改正
平成 13 年 5 月 23 日	一部改正
平成 21 年 11 月 5 日	一部改正

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人健康・体力づくり事業財団という。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都港区東新橋 2 丁目 6 番 10 号に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第 3 条 この法人は、健康及び体力づくりに関する啓発及び各種の事業を推進することにより、国民の健康及び体力の保持増進及び疾病の予防を図り、もって国民の福祉の向上と社会の繁栄に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、健康及び体力づくりに関する次の事業を行う。

- (1) 知識の普及啓発
- (2) 実践活動の普及促進、各種大会等の開催
- (3) 指導者の養成

- (4) 健康運動指導士及び健康運動実践指導者の審査・証明事業の実施
- (5) 調査研究及びその助成並びに注目すべき研究業績等に対する顕彰
- (6) 内外情報の収集、提供及び出版物の刊行
- (7) 国、地方公共団体及び内外の諸団体との連絡及び協力
- (8) 地域及び職域における組織活動を育成するための協力及び援助
- (9) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 委託費及び補助金
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成し、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、主務大臣の承認を得て、その一部に限り処分することができる。

- (1) 前条第1号に規定する財産のうち基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産と指定して寄付された財産及び理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第 7 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により理事長が管理する。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な銀行に預け入れ、信託会社に信託し、又は国公債等確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第 8 条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 9 条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経て主務大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 10 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第 11 条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後 3 月以内に、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経て主務大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による主務大臣に対する報告をする場合においては、当該事業年度末現在の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表を併せて提出するものとする。

3 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を受けて、その一部又は全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 12 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の 3 分の 2

以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、主務大臣の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第 13 条 第 6 条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経なければならない。

(特別会計)

第 14 条 この法人は、事業の遂行上必要があるときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経て特別会計を設けることができる。

(事業年度)

第 15 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 3 章 役 員

(役員の種類及び定数)

第 16 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 長 1 名
- (2) 副理事長 1 名
- (3) 常務理事 1 名
- (4) 理 事 10 名以上 15 名以内(理事長、副理事長及び常務理事を含む。)
- (5) 監 事 2 名

2 理事長、副理事長及び常務理事は常勤とし、その他の役員は非常勤とする。

(役員を選任)

第 17 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選による。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- 6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。

(役員職務)

第18条 理事は、業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、業務を処理する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、常務を処理する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は主務大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(役員任期)

第19条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任した役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後又は辞任後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、

それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

- 第21条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(理事会の構成)

- 第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

- 第23条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(理事会の招集)

- 第24条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。
- 2 理事長が必要と認めたとき、理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたとき、又は監事から請求があった場合は、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するには、理事に対し、理事会の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して10日前までに文書をもって通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

(理事会の議長)

- 第25条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数及び議決)

第 26 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の出席がなければ、議事を開き、及び議決を行うことができない。

2 理事会の議事は、他の条項に定めのある場合を除き、出席者の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 27 条 やむを得ない事由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ示された事項につき書面をもって表決をし、又は他の理事に表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、当該理事は出席したものとみなす。

(議 事 録)

第 28 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、出席理事のなかからその理事会において選出された議事録署名人 2 人以上が、議長とともに、署名押印の上、これを保存する。

第 5 章 評議員及び評議員会

(評 議 員)

第 29 条 この法人に、評議員 15 名以上 20 名以内を置く。

2 評議員は、理事会の選出により、理事長が委嘱する。

3 特定の評議員とその親族その他特別な関係にある者の合計数は、評議員現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。

- 4 評議員には、第 19 条及び第 20 条の規定を準用する。
この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評 議 員 会)

- 第 30 条 評議員会は、評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、理事長が招集する。
 - 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
 - 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ必要な事項について審議する。
 - 5 評議員会には、第 26 条から第 28 条までの規定を準用する。
この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
 - 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に必要な事項は理事会で定める。

第 6 章 顧問、参与及び賛助会員

(顧問及び参与)

- 第 31 条 この法人に、顧問及び参与若干名を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
 - 3 顧問及び参与は、この法人の運営につき理事長の相談に応じ、助言する。

(賛 助 会 員)

- 第 32 条 この法人に、賛助会員を置くことができる。
- 2 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、理事長が理事会の承認を得て定めるところにより賛助会費を納入する個人及び団体とする。

第 7 章 事 務 局

(事 務 局)

第 33 条 この法人に、事務局を置く。

2 事務局の組織については、理事会の議決を経て別に定める。

第 8 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 34 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、主務大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 35 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

2 この法人の解散後の残余財産については、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、主務大臣の許可を得て、国又はこの法人と類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第 9 章 雑 則

(書類及び帳簿の備付け等)

第 36 条 この法人の事務所に、次に掲げる書類を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 官公署往復書類
- (8) 収支予算書及び事業計画書
- (9) 収支計算書及び事業報告書

- (10) 貸借対照表
 - (11) 正味財産増減計算書
 - (12) その他必要な帳簿及び書類
- 2 前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類及び同項第8号から第11号までの書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号及び第12号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。
- 3 第1項第1号、第3号及び第8号から第11号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(施行細則)

第37条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会及び評議員会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この法人設立当初の役員は、第14条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとする。
- 2 この法人設立当初の事業計画及び収支予算は、第9条の規定にかかわらず、別紙事業計画書及び予算書のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、設立認可の日から昭和54年3月31日までとする。
- 4 副理事長は、第13条の規定にかかわらず、昭和58年3月31日までの間は、2名以内置くことができることとする。
- 5 この法人の主務大臣は、内閣総理大臣、文部大臣、厚生大臣及び労働大臣とする。
ただし、この法人の業務のうち旧社団法人国民健康・体力づくり運動協会の事業であった体力づくり国民運動に関する事業については、内閣総理大臣、文部大臣、厚生大臣及び労働大臣が所管し、人事会計等その他の業務は内閣総理大臣及び厚生大臣の所管とする。
- 6 この寄附行為変更が効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)の前日において役員であった者は第16条の規定にかかわらず効力発生日の前日においてその任期は終了するものとし、この寄附行為変更に同意する旨の議決をした理事会において寄附行為変更後の理事又は監事の候補者として選出された者は、効力発

生日に於て理事又は監事に選出されたものとみなす。

但し、第 16 条第 3 項の規定の適用を妨げない。

附 則（昭和 63 年 5 月 19 日改正）

この寄附行為の変更は、昭和 63 年 3 月 1 日から適用する。

附 則（平成 5 年 6 月 1 8 日改正）

この寄附行為の変更は、主務大臣の認可があった日から施行する。

附 則（平成 11 年 5 月 2 5 日改正）

この寄附行為の変更は、主務大臣の認可があった日から施行する。

附 則（平成 13 年 5 月 23 日改正）

この法人の主務大臣は文部科学大臣及び厚生労働大臣とする。

附 則（平成 21 年 11 月 5 日改正）

この寄附行為の変更は、主務大臣の認可があった日から施行する。